

佐賀中部広域連合 介護保険運営協議会

議事案件

平成28年10月5日（水）

佐嘉神社記念館

目 次

	頁
議事 1 平成 28 年度主要事業について	
(1) 所得指標の見直し	1
(2) 費用負担の公平化に係る事業	4
(特定入所者介護（予防）サービス費の非課税年金勘案)	
(3) 更新認定に係る有効期間の延長	5
議事 2 地域支援事業について	
(1) 平成 27 年度地域包括支援センターの運営状況報告	6
(2) 第 6 期における地域支援事業の経過報告	7
(3) 地域包括支援センターの運営方針	18
議事 3 平成 27 年度主要事業の報告について	20
(1) 要介護等の認定に係る状況	
(2) 介護保険給付費執行状況	
(3) 介護保険料の賦課収納状況	
(4) 介護サービス事業者に対する指導等の状況	

議事 1 平成 28 年度主要事業について

(1) 所得指標の見直し

1 制度改正の概要

本年 2 月開催の社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の所得判定する際の「合計所得金額」に係る所得指標の見直しが検討され、その改正が決定された。
(改正内容)

土地の売却等による譲渡所得に関して、地方税法の「合計所得金額」は、控除前の譲渡所得金額が計上されるが、介護保険制度においては、「長期譲渡所得・短期譲渡所得に係る特別控除」を勘案する。

(背景)

譲渡所得において、自宅の買替え等を行った場合に、その売却代金が購入資金となり、手元に売却収入が残らなくても、保険料や利用者負担が上昇していた。

それに加えて、東日本大震災等の被災地における防災集団移転促進事業による土地の売却等を行った場合などの懸案事項も発生していた。

* 合計所得金額：地方税法の規定によるもの。

各種収入の基礎控除を行い、扶養控除、医療費控除などの所得控除を行う前の合計金額。損失繰越や特別控除は加味されない。

2 施行の時期等

(1) 介護保険料

所得判定に用いるのは、平成 30 年度からの適用となる。ただし、被災地の状況等を踏まえ、介護保険者の判断により、平成 29 年度からの適用も可能となっている。

(2) 保険給付

保険給付においては、利用者自己負担割合、高額介護サービス等、特定入所者介護サービス費（補足給付）等に合計所得金額を用いている。

改正内容の適用は、平成 30 年度からとなる。ただし、補足給付に係る特例減額措置については、平成 28 年 8 月から適用となっている。

3 本広域連合の対応

(1) 介護保険料

本広域連合においては、被災地等を直接抱えていないため、原則どおり、平成 30 年度からの対応を検討している。ただし、個別の事案に対応するため、平成 29 年度は、減免制度による対応が可能かを検討している。

(2) 保険給付

平成 30 年度からの所得判定については、具体的事項が判明していないため、事務内容等については、未検討である。

(参考)

1 介護保険料

(1) 所得段階表

段階	要件	率	月額	年額
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の <u>合計所得金額</u> ＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.45	2,372	28,464
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の <u>合計所得金額</u> ＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.75	3,953	47,436
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の <u>合計所得金額</u> ＋課税年金収入額が120万円超の方	0.75	3,953	47,436
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の <u>合計所得金額</u> ＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.9	4,743	56,916
第5段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の方	1.0	5,270	63,240
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> が120万円未満の方	1.2	6,324	75,888
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> が120万円以上190万円未満の方	1.3	6,851	82,212
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> が190万円以上290万円未満の方	1.5	7,905	94,860
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> が290万円以上400万円未満の方	1.7	8,959	107,508
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> が400万円以上600万円未満の方	1.9	10,013	120,156
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> が600万円以上の方	2.1	11,067	132,804

2 介護保険給付

(1) 保険給付利用料の自己負担割合

2 割負担判定基準

1 と 2 の両方にあてはまる場合が 2 割負担となる。

1. 65 歳以上の方で本人の前年の <u>合計所得金額</u> が 160 万円以上
2. 前年の年金収入と前年の <u>その他の合計所得金額</u> ※の合計が ・同一世帯の 65 歳以上の人数が 1 人の場合、280 万円以上 2 人以上の場合、合計で 346 万円以上

※その他の合計所得金額：合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額

(2) 高額介護（予防）サービス

利用者負担段階区分	上限額
現役並み所得相当 (注) 平成 27 年 8 月新設	4 万 4, 400 円 (世帯合計)
一般	3 万 7, 200 円 (世帯合計)
市町村民税世帯非課税	2 万 4, 600 円 (世帯合計)
市町村民税世帯非課税世帯で <u>合計所得金額</u> ＋課税年金収入額が 80 万円以下の人 市町村民税世帯非課税世帯で老齢福祉年金の受給者	1 万 5, 000 円 (個人)
・生活保護の受給者 ・利用者負担を 1 万 5 000 円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	1 万 5, 000 円 (個人) 1 万 5, 000 円 (世帯合計)

(3) 特定入所者介護（予防）サービス費（補足給付）

段階ごとの区分要件

第 1 段階	・生活保護受給者 ・市町民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第 2 段階	・市町民税世帯非課税であって、 <u>合計所得金額</u> ＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が 80 万円以下
第 3 段階	・市町民税世帯非課税であって、利用者負担第 2 段階該当者以外

(2) 費用負担の公平化に係る事業

1 制度改正の概要

第6期では、制度の持続可能性を高めることを目的として、介護保険料の上昇の抑制及び費用負担の公平化を図るため、給付費等の支給基準等の見直しが行われている。

特定入所者介護（予防）サービス費（以下「補足給付」）については、その受給要件の見直しが行われ、平成27年8月からは、資産の勘案が実施され、平成28年8月からは、非課税年金の勘案が実施されている。

（実施内容）

補足給付の受給に係る利用者負担段階のうち、第2段階と第3段階を区分する際に、その年金収入等において、非課税年金を所得として勘案する。

*段階ごとの区分要件

第1段階	・生活保護受給者 ・市町民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者
第2段階	・市町民税世帯非課税であって、合計所得金額＋課税年金収入額＋ <u>非課税年金収入額</u> が80万円以下
第3段階	・市町民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外

2 周知等の実施状況

平成28年 5月 サービス事業所等への周知（～6月）
6月 構成市町等関係部局への事務連絡
7月 更新申請受付
8月 負担限度額認定証の発送

（参考）

負担限度額認定状況（平成28年8月末現在）

申請者数	第1段階	第2段階	第3段階	非該当
2,227人	70人	846人	1,092人	219人

負担限度額認定状況（平成27年8月末現在）

申請者数	第1段階	第2段階	第3段階	非該当
2,288人	78人	1,485人	461人	264人

(3) 更新認定に係る有効期間の延長

1 基本的な考え方

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の一部施行に伴い、「介護保険制度の見直しに関する意見」（第54回社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、要介護認定に係る有効期間について介護保険法施行規則の一部改正が行われた。

2 改正の概要

今回の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業を実施している介護保険者では、事務負担軽減のため、要介護認定に係る更新時の有効期間が、一律に原則12か月、上限24か月に延長されることになった。

本広域連合では、総合事業の開始時期が平成29年4月1日であるため、同日以降に新しい有効期間の開始日を迎える更新申請受付分から、上記の有効期間が適用される。

3 具体的な改正内容

		現 行		改 正 後	
		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
申請区分等		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6か月	3～12か月	6か月	3～12か月
区分変更申請		6か月	3～12か月	6か月	3～12か月
更新申請	前回要支援 → 今回要支援	12か月	3～ <u>12か月</u>	12か月	3～ <u>24か月</u>
	前回要介護 → 今回要介護	12か月	3～24か月	12か月	3～24か月
	前回要支援 → 今回要介護	<u>6か月</u>	3～ <u>12か月</u>	<u>12か月</u>	3～ <u>24か月</u>
	前回要介護 → 今回要支援	<u>6か月</u>	3～ <u>12か月</u>	<u>12か月</u>	3～ <u>24か月</u>

議事 2 地域支援事業について

(1) 平成 27 年度地域包括支援センターの運営状況報告

資料 1 参照

(2) 第6期における地域支援事業の経過報告

1 地域支援事業の制度的概要

ア 介護予防・日常生活支援総合事業について

(第6期における事業構成)

平成27・28年度		平成29年度	
給付	介護予防訪問介護 介護予防通所介護	総合事業	①介護予防・生活支援サービス事業
介護予防事業	①二次予防事業		・訪問型サービス
	・二次予防事業対象者の把握事業		・通所型サービス
	・通所型介護予防事業		・その他の生活支援サービス
	・訪問型介護予防事業		・介護予防ケアマネジメント
	・二次予防事業評価事業		②一般介護予防事業
	②一次予防事業		・介護予防把握事業
	・介護予防普及啓発事業		・介護予防普及啓発事業
	・地域介護予防活動支援事業		・地域介護予防活動支援事業
	・一次予防事業評価事業		・一般介護予防事業評価事業
			・地域リハビリテーション活動支援事業

イ 包括的支援事業の実施について

(第6期における事業構成)

包括的支援事業	①介護予防ケアマネジメント事業
	②総合相談支援事業
	③権利擁護事業
	④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（地域ケア会議の充実）
	⑤在宅医療・介護連携推進事業 （ア）地域の医療・介護サービス資源の把握 （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 （ウ）切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援 （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援 （カ）医療・介護関係者の研修 （キ）地域住民への普及啓発 （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携
	⑥生活支援体制整備事業 （ア）生活支援コーディネーターの配置 （イ）協議体の設置
	⑦認知症総合支援事業 （ア）認知症初期集中支援推進事業 （イ）認知症地域支援・ケア向上推進事業

2 佐賀中部広域連合の地域支援事業の方向性

(介護予防・日常生活支援総合事業の実施について)

平成27年度及び平成28年度は、要支援者等に必要なサービスやその提供体制を整備するための準備期間と位置付ける。準備期間中は、関係市町等と協議・検討を行い、平成29年度からの事業の実施体制を確立していく。

(包括的支援事業の実施について)

前頁の表中の①から④までの4事業は、第5期から引き続き、事業を実施する。

第6期から追加された⑤から⑦までの3事業は、平成28年度から事業を開始し、本広域連合の全圏域においてその事業に係る内容のすべてを実施する時期を平成30年度からとする。

(参考) 平成27年度における検討経過

① 市町との協議検討

平成27年5月	関係市町課長会議(1日)
	関係市町担当会議(8日)
平成27年6月	関係市町担当会議(5日、26日)
平成27年7月	関係市町課長会議(7日)
平成27年11月	関係市町課長会議(10日)
	関係市町担当会議(18日)
平成27年12月	関係市町課長会議(22日)
平成28年1月	関係市町課長会議(19日)
平成28年3月	関係市町担当会議(25日)

② 関係機関との調整

- ・地域包括支援センターの意見等
 - 地域包括支援センターの個別意見徴収
 - 各センターの責任者ヒアリング
 - 平成27年6月1日～24日
- 地域包括支援センター設置法人会議
 - 平成27年9月9日(法人代表者会議)
 - 平成28年1月26日(法人会議)
 - 平成28年3月1日(法人代表者会議)

③ 介護保険運営協議会における審議

- ・平成27年10月6日 第6期における地域支援事業の方向性
- ・平成28年3月16日 地域支援事業の具体的方向性

3 佐賀中部広域連合における進捗状況

(平成28年度における検討経過)

① 市町との協議検討

平成28年4月 関係市町課長会議(22日)

5月 関係市町担当者会議(5日)

② 関係機関との調整

平成28年6月 地域包括支援センターの個別意見交換(各センター責任者)

9月 地域包括支援センター連絡会議(20日)

ア 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

(ア) 事業経過

平成27年度において決定した介護予防・日常生活支援総合事業の方向性に従い、構成市町等との協議を踏まえ、事業の具体的内容を検討・決定した。

そして、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)の実施に関し、法令に定めるもののほか、必要な事項を基準要綱として本広域連合が定め、特に、指定基準及び費用基準については、関係機関への意見徴収を踏まえた。

① 総合事業実施要綱

総合事業の実施に関して、全体的な概要を定めるもの

(全体の概要については、12・13ページ参照)

(施行日：平成28年11月1日)

○主な事項

- ・事業者の指定
指定の方法、指定基準、指定の期間等
- ・対象者
- ・支給限度額
- ・費用負担
- ・事業費の支給 等

② 総合事業における第1号事業の人員、設備及び運営等に関する基準要綱

総合事業実施要綱に基づき、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当する事業（以下「第1号事業」）を実施する事業者に係る人員、設備及び運営等に関する基準を定めるもの（施行日：平成28年11月1日）

○主な事項

- ・基本方針
- ・人員に関する基準
- ・設備に関する基準
- ・運営に関する基準

（事業に従事する者の清潔の保持・健康状態の管理、秘密保持、事故発生時の対応、廃止・休止の届出と便宜の提供 等）等

○考え方

介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの運営等に係る基準は、従前の「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（国の基準）の規定を準用する。

③ 総合事業における第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準に関する要綱

総合事業実施要綱に基づき、本広域連合における第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を本広域連合が定めるもの（施行日：平成29年4月1日）

○主な事項

- ・単位数

介護予防訪問介護相当サービス費

内容	単位数
週1回程度（要支援1・2、事業対象者）	1, 168単位
週2回程度（要支援1・2、事業対象者）	2, 335単位
週2回を超える程度（要支援2）	3, 704単位

介護予防通所介護相当サービス費

内容	単位数
要支援1、事業対象者	1, 647単位
要支援2	3, 377単位

- ・各種加算の設定

○考え方

当該費用の算定にあたっては、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生労働省告示）に従い、その運用は、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」（厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）に準ずるものとする。

(イ) 周知・広報

平成28年6月 介護サービス事業者等集団指導における総合事業の概要説明
平成28年7月 佐賀中部広域連合だより（7月号）全戸配布
総合事業の実施、サービスの概要等

(ウ) 今後の計画

住民、事業者に対する周知等を行っていく。

平成28年10月

地域包括支援センター受託法人代表者会議

平成28年11月

事業者説明会

（事業者に対する情報については、随時ホームページ等で更新を行う。）

(参考) ○佐賀中部広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱 抄

主な内容

1 総則	
(1) 趣旨	略
(2) 定義	略
(3) 総合事業の構成	総合事業は、次に掲げる事業で構成する。 ① 第1号事業 ア 第1号訪問事業 イ 第1号通所事業 ウ 第1号生活支援事業 エ 第1号介護予防支援事業 ② 一般介護予防事業
2 第1号事業	
(4) 第1号事業の実施	① 第1号事業のうち、次に掲げる事業を実施する。 ア 介護予防訪問介護相当サービス イ 介護予防通所介護相当サービス ② 次に掲げる事業の実施を委託することができる。 ア 介護予防ケアマネジメントA
(5) 指定の申請	① 指定事業者の指定を受けようとする者は、必要な書類を広域連合長に提出しなければならない。 ② 指定の申請を行うことができる者は法人とする。
(6) 指定事業者の基準	① 省令に規定する広域連合が定める基準は、広域連合が別に定める「運営基準要綱」とする。
(7) 指定の有効期間	広域連合が定める指定の有効期間は、6年とする。
(8) 指定の更新	① 指定は、「指定の有効期間」ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 ② 指定の更新を受けようとする者は、必要な書類を広域連合長に提出しなければならない。 ③ ②の更新については、指定の有効期間の到来前にこれを行うことができる。
(9) 変更等の届出	① 指定事業者は、指定を受けた事項に変更があったときは、10日以内に届けなければならない。 ② 廃止又は休止しようとするときは、1か月前までに届けなければならない。 ③ 休止した第1号事業を再開したときは、届けなければならない。
(10) 利用対象者	① 第1号事業を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する被保険者（要支援者等）とする。 ア 居宅要支援被保険者（要支援者） イ 厚生労働大臣が定める基準（基本チェックリスト）に該当する第1号被保険者（事業対象者）
(11) 利用の手続き	事業を利用するときは、指定の様式に介護保険被保険者証を添付して、広域連合に届けなければならない。

(12) 第1号事業支給費の支給	要支援者等が指定第1号事業を利用した場合、第1号事業支給費を支給する。その額は、「費用算定基準要綱」により算定した費用の額の100分の90又は100分の80に相当する額とする。
(13) 第1号事業支給費に係る支給限度額	① 要支援者の第1号事業支給費に係る支給限度額は、法第55条第1項の規定を準用する。 要支援1 5,003単位 要支援2 10,473単位 ② 事業対象者は、要支援1の区分支給限度基準額に相当する単位数とする。 事業対象者 5,003単位
(14) 第1号事業支給費に係る審査及び支払	第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を佐賀県国民健康保険団体連合会に委託して行うことができる。
(15) 費用負担	利用者負担額は、算定した費用の額の100分の10又は100分の20に相当する額とする。
(16) 第1号事業支給費の額の特例	広域連合長は、災害その他特別な事情により、必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、第1号事業支給費の額の特例を決定することができる。
(17) 高額介護予防サービス費相当事業	要支援者等に対し、高額介護予防サービス費に相当する費用を支給する。
(18) 報告及び調査	必要に応じて、指定事業者に対する報告の徴取、立入調査等、委託契約に基づき受注者に対する事業の実施状況に関する報告の徴取、報告に関する調査等を行う。
3 一般介護予防事業	
(19) 一般介護予防事業の内容	国の指針に規定する一般介護予防事業を構成する事業のうち必要な事業を組み合わせ、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する。
(20) 一般介護予防事業の実施	一般介護予防事業の実施について、事業を適切に実施することができる者と認められる者に対し、当該事業に係る業務の全部又は一部を委託することができる。
(21) 事業の対象者	対象者は、広域連合の第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者とする。
4 委任	
(22)	この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

イ 包括的支援事業の状況

① 広域連合の状況

事業の進捗状況等、各構成市町間の情報共有を図るとともに、各市町に配置された生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員を集めた会議を開催し、情報交換等を行う。

② 市町の状況

(ア) 在宅医療・介護連携推進事業

各郡市医師会との協議・検討を行い、事業項目のうち実施が可能な取組から体制を整備し、順次取り組んでいく。

市町名	実施状況・今後の取組
佐賀市	<p>佐賀市医師会と委託契約。佐賀市在宅医療・介護連携支援センターを医師会事務局内に設置。事務職員は4月1日から配置、相談員は6月16日から配置。センターのオープンは、10月以降の見込み。</p> <p>7月22日に佐賀市在宅医療グループ窓口連絡会議、8月29日に佐賀市医療介護・連携推進連絡会議を実施。佐賀市医師会より医療機関情報を受け、佐賀市HP「佐賀市高齢者福祉施設マップ」に医療機関情報を追加予定。</p>
多久市	<p>在宅医療・介護連携窓口病院である諸隈病院、佐賀県医療生活協同組合多久生協クリニックの2医療機関と委託契約（多久・小城地区医師会の多久地区医師会への説明及び了承済み）。</p> <p>多久地区医療連携ネットワーク（ちくたくネット）の相談窓口をとして、市内の窓口病院（諸隈病院・多久生協クリニック）に相談窓口を設置。</p>
小城市	<p>多久・小城地区医師会と委託契約。市内3か所の医療機関に窓口を設置。</p>
神埼市	<p>吉野ヶ里町と合同にて神埼市郡医師会と委託契約。在宅医療・介護連携支援センターを医師会事務局内に設置。運営については、医師会事務局及び神埼病院、橋本病院、こすもす苑に連携支援職員を配置し、包括的に実施する。</p>
吉野ヶ里町	<p>神埼市と合同にて神埼市郡医師会と委託契約。在宅医療・介護連携支援センターを医師会事務局内に設置。運営については、医師会事務局及び神埼病院、橋本病院、こすもす苑に連携支援職員を配置し、包括的に実施する。</p>

(イ) 生活支援体制整備事業

【生活支援コーディネーターの配置】

平成28年4月より各構成市町において、生活支援コーディネーターを配置する。

市町名	活動状況・今後の取組
佐賀市	第2層コーディネーターを、平成28年4月からモデル的に成章校区に1名配置。成章校区の地縁組織（民生委員会、まち協、自治会等）の会議や、サロン、生活介護支援サポーターフォローアップ研修等に入り活動中。第1層コーディネーターは、平成28年度中に配置予定（協議体の中で選出）。
多久市	生活支援整備事業について、各種団体（嘱託委員会、民生委員会、老人クラブ、地域婦人連絡協議会等）に事業説明を実施中。今後も、介護予防事業の「いきいき百歳体操」の普及とコラボした、通いの場づくり（サロン事業等）のコーディネートをしていく。
小城市	地域ケア会議等個別ケースの分析と資料収集。介護保険申請後非該当者への訪問調査。
神埼市	高齢者のニーズ把握、地域に不足している生活支援サービスの把握。（アンケートの実施）
吉野ヶ里町	地域福祉計画の基本理念である「みんなで広げる幸せの『わ』」事業への地域での取り組み、「支え合いの『わ』」「守りあいの『わ』」「助け合いの『わ』」「やさしさの『わ』」事業や二次予防事業の地域版の介護予防教室を実施し、地域との関わりを持ち事業の推進を図っている。

【協議体の設置】

平成28年度中に、各構成市町に第1層協議体を設置するために、関係機関との協議・検討を行い、協議体立ち上げのための準備等を開始する。

市町名	設置状況・今後の取組
佐賀市	佐賀市社会福祉協議会、校区社会福祉協議会、佐賀市シルバー人材センター、高齢者福祉に関するNPO、民生委員児童委員協議会、佐賀市老人クラブ連合会、佐賀県介護支援専門員協議会、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、生活・介護支援サポーター、学識経験者等で構成する第1層協議体設立に向け、平成28年6月に庁内ワーキンググループを設置、7月22日第1回協議体設立準備会、9月6日第2回協議体設立準備会を実施。10月14日に佐賀市介護予防・生活支援推進協議会（第1層協議体）設立総会を開催する。
多久市	民生委員会、嘱託委員会、地域婦人連絡協議会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会、社会福祉協議会、主要事業所（2か所）から委員を選出して平成28年4月に「協議体」を設置。高齢者訪問ニーズ調査の実施や、研修会、先進地視察を予定。
小城市	社会福祉課、社会福祉協議会に協力を得て、協議体メンバーの選考を検討する予定。研修会、先進地視察、生活ボランティア養成講座等の実施。
神埼市	高齢障がい課及び社会福祉協議会で第1層協議体を立ち上げ、第1層、第2層協議体の構成員の検討を行う。高齢者のニーズ把握。
吉野ヶ里町	第1層協議体設置に向け、委員の選任や設置要綱について検討している。また、協議体においてニーズ調査も予定。

(ウ) 認知症総合支援事業

【認知症初期集中支援事業】

平成28年度中に認知症初期集中支援チームを設置するために、関係機関との協議・検討や、国が主催する研修にチーム員の受講等を行う。

市町名	支援チームの設置状況等
佐賀市	平成28年9月に高齢福祉課内にチームを設置する。 (専門医・保健師・社会福祉士・作業療法士・管理栄養士)
多久市	中多久病院へ業務委託。平成28年4月に中多久病院内にチーム(専門医、専門職)を設置する。
小城市	今年度中に担当部署内にチームを設置する。
神崎市	吉野ヶ里町と合同で、肥前精神医療センターへの一部委託について協議検討中。
吉野ヶ里町	神崎市と合同で、肥前精神医療センターへの一部委託について協議検討中。

【認知症地域支援・ケア向上事業】

各構成市町において、認知症地域支援推進員を各市町1名ずつ配置する。

市町名	認知症地域支援推進員の活動状況・今後の取組
佐賀市	認知症相談業務、多機関との連携、もの忘れ相談室、認知症サポーター養成講座、認知症施策の普及啓発を図る。
多久市	認知症相談に関する窓口・訪問対応。(認知症初期集中チームとの連携等)
小城市	認知症サポーター養成講座状況の分析、認知症者の状況整理、認知症に関する業務相談、認知症者への家庭訪問および支援。
神崎市	認知症予防講演会、もの忘れ相談室、普及啓発用のチラシ配布等を行う。
吉野ヶ里町	もの忘れ相談室の実施。認知症サポーター養成講座や認知症予防教室の企画・調整、その他認知症の人やその家族に関わる支援機関との連携・支援。前述の活動を通して認知症の人と家族の声を聞き実態やニーズを把握していく。

(3) 地域包括支援センターの運営方針

1 地域包括支援センターにおける包括的支援事業運営方針の見直し

① 運営方針策定の趣旨

介護保険者は、包括的支援事業を委託する場合において、介護保険法第115条の47第1項の規定に基づき包括的支援事業の実施に係る方針を、受託法人に対して示し、委託するものとされている。

第6期からは、実施に係る方針について、勘案すべき内容等が介護保険法施行規則第140条の67の2に規定された。

② 運営方針の見直し

第6期において、平成27年度・平成28年度は、総合事業を開始していなかったため、第5期と同様の内容を実施方針として定めていた。

平成29年度は、総合事業の開始及びその移行期間並びに包括的支援事業（社会保障充実分）の準備期間としての位置付けになるため、運営方針の一部を改正する。また、介護保険法施行規則の規定に準じて、全体の構成を整理する。：次ページ参照

(主な改正内容)

- ・「第1号介護予防ケアマネジメントの実施方針」の追加。
- ・生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業等における市町との連携等に係る方針の追加。

2 地域包括支援センターの人的体制の見直し

包括的支援事業（社会保障充実分）の準備期間として、民間法人が設置する地域包括支援センターの充実を図るため、人的体制を見直し、平成29年度から各センターに専門職1名の増員を計画する。

(専門職の役割)

生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員を兼務し、各構成市町における事業と連携した生活支援の体制整備や認知症施策の推進等、日常生活圏域における新規事業の推進に係る業務を担う。

『地域包括支援センターにおける包括的支援事業』運営方針（構成）対照表

現行	改正案
I 方針策定の趣旨	I 方針策定の趣旨
II 運営上の基本的な方針	II 運営上の基本的な方針
1 地域包括ケアシステムの構築方針	1 地域包括ケアシステムの構築方針
2 公正性及び中立性確保のための方針	2 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
3 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針	3 ネットワーク構築の方針
4 広域連合及び市町との連携	4 第1号介護予防ケアマネジメントの実施方針
	5 介護支援専門員に対する支援及び指導の実施方針
	6 地域ケア会議の運営方針
	7 広域連合及び市町との連携方針
	8 公正及び中立確保のための方針
III 運営体制	III 運営体制
1 センターの担当圏域	1 センターの担当圏域
2 センターの職務	2 センターの職務
3 職員の姿勢	3 職員の姿勢
4 職員の資質の向上	4 職員の資質の向上
5 個人情報の保護	5 個人情報の保護
6 書類の整備	6 書類の整備
7 緊急時の体制	7 緊急時の体制
8 苦情対応	8 苦情対応
IV 業務の実施方針	IV 業務の実施方針
1 総合相談支援業務	1 総合相談支援業務
2 権利擁護業務	2 権利擁護業務
3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
4 介護予防ケアマネジメント業務	4 その他
5 認知症高齢者及び家族への支援	生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業等における市町との連携等
6 地域ケア会議の開催	
7 指定介護予防支援業務	
8 その他	

議事3 平成27年度主要事業の報告について

- (1) 要介護等の認定に係る状況
- (2) 介護保険給付費執行状況
- (3) 介護保険料の賦課収納状況
- (4) 介護サービス事業者に対する指導等の状況

資料2 参照